

教員の懲戒処分について

東京都立大学は、教員の処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

1 処分の対象教員及び内容

所属名	職名	年齢	性別	処分内容
理学部	准教授	54歳	男	諭旨解雇
理学部	教授	60歳	男	戒告

2 処分事由

(1) 諭旨解雇処分

令和3年12月4日(土)正午頃、南大沢キャンパス8号館において、東京都立大学理学部の学生が一人で、発火性のある試薬を使った実験及び実験後の後処理を行っていたところ、誤った手順で後処理を行ったことで、残試薬が廃液タンクの上に落ち、そこから出火して、火災事故が発生した。

当該学生の直属の指導教員である当該准教授は、日頃から学生に対して適切な指導・助言を行っていなかったばかりか、事故発生時は、実験室の誰にも声を掛けず、昼食のため自宅に戻っていたなど、事故の発生を未然に防止する措置を講じてこなかった。

(2) 戒告処分

当該教授は、研究室の主宰者として、当該准教授や当該学生に対する適切な指導監督を行い、事故の発生を未然に防止する体制を整備する必要があったが、対策が十分でなく、結果として事故が発生させた。

3 処分年月日

令和4年12月7日

【問合せ先】

東京都立大学法人

総務部人事課

連絡先 (直通 042-677-2343)